

学校法人武蔵野美術大学役員報酬規則

（目的）

第 1 条 この規則は、学校法人武蔵野美術大学（以下「本法人」という。）の管理運営に関わる役員の適正な処遇を図ることを目的とする。

（役員の報酬）

第 2 条 役員には、役員報酬として月額 100,000 円の役員手当を支給する。

（理事長の報酬）

第 3 条 理事長には、役員報酬として第 2 条に規定する役員手当のほかに役員本俸及び月額 204,000 円の理事長手当を支給する。

（代表業務執行理事の報酬）

第 4 条 代表業務執行理事には、役員報酬として第 2 条に規定する役員手当のほかに役員本俸及び月額 194,000 円の代表業務執行理事手当を支給する。ただし、代表業務執行理事が本法人の職員であるときは、学校法人武蔵野美術大学給与規則に定める諸給与のほか、月額 194,000 円の代表業務執行理事手当を支給する。

（学長の報酬）

第 5 条 学長には、役員報酬として第 2 条に規定する役員手当のほかに役員本俸及び月額 184,000 円の学長手当を支給する。ただし、学長が本法人の職員であるときは、学校法人武蔵野美術大学給与規則に定める諸給与のほか、月額 184,000 円の学長手当を支給する。

（常務理事の報酬）

第 6 条 常務理事には、役員報酬として第 2 条に規定する役員手当のほかに役員本俸及び月額 150,000 円の常務理事手当を支給する。ただし、常務理事が本法人の職員であるときは、学校法人武蔵野美術大学給与規則に定める諸給与のほか、月額 75,000 円の常務理事手当を支給する。

（特定業務担当理事の報酬）

第 7 条 特定業務担当理事には、第 2 条に規定する役員手当のほかに業務に応じて月額 100,000 円以上 150,000 円以下の特定業務担当理事手当を支給する。ただし、特定業務担当理事が本法人の職員であるときは、学校法人武蔵野美術大学給与規則に定める諸給与のほか、業務に応じて月額 50,000 円以上 75,000 円以下の特定業務担当理事手当を支給する。

(常勤監事の報酬)

第8条 常勤監事には、第2条に規定する役員手当のほかに月額100,000円の常勤監事手当を支給する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いて理事会が行う。

附 則

この規則は、平成16年3月31日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。